

★★★ 市川市高齢者及び障害者すみよい住まいづくり助成金の申請手続きについて ★★★

**助成対象者**

市川市に居住し住民登録がある方で、その居住する住宅を改修する方のうち、改修する住宅に居住しているすべての方が市民税非課税の方で、次のいずれかに該当する方

- ① 65歳以上の方で、介護保険法の要支援1・2、要介護1～5と認定された方のうち、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給限度基準額を超える方
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている方で、下肢機能障害、体幹機能障害または移動機能障害の程度が1級から3級の方のうち、市川市地域生活支援実施規則の居宅生活動作補助用具支給限度額（基準額）を超える方

**助成限度額**

20万円（1住宅につき1回を限度）  
①、②いずれとも支給限度額を超える整備費用に対して助成

**助成対象項目**

- 介護保険の住宅改修と同じ
- ① 手すりの取付け
  - ② 段差の解消
  - ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
  - ④ 引き戸等への扉の取替え
  - ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
  - ⑥ その他①から⑤住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

助成金交付申請から請求までの流れ

不明なときは、事前に地域包括支援課管理グループまでお問い合わせください。  
決定通知前に工事を行った場合は、助成金の交付は受けられません。

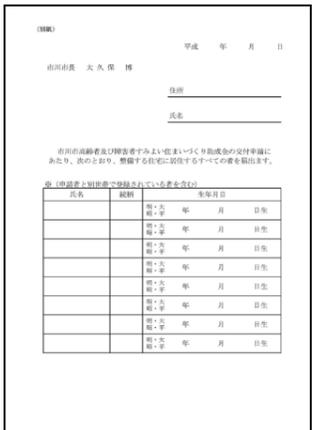
★下記の書類をそろえて申請してください。

※対象工事に変更がある場合は、整備変更等承認申請書を提出してください。改めて申請者に整備変更等承認決定通知書を送付いたします。  
この場合は、整備変更等承認決定通知書が届いてから工事を始めてください。変更承認を受けずに工事を行った場合は、助成金の交付が受けられない場合があります。

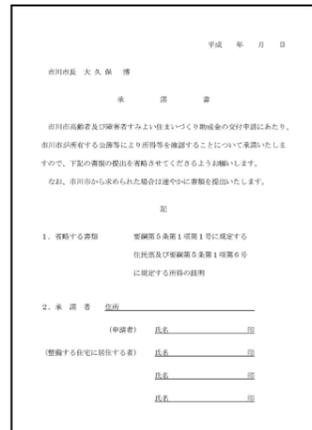
**①助成金交付申請書**



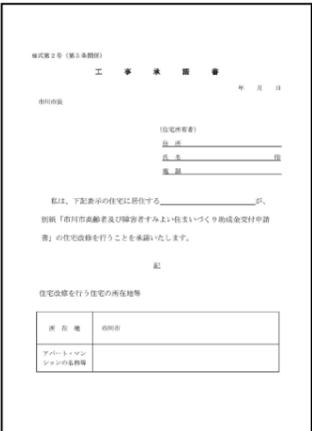
**②居住するすべての方の氏名等**



**③所得の確認を承諾する書類（居住するすべての方）**

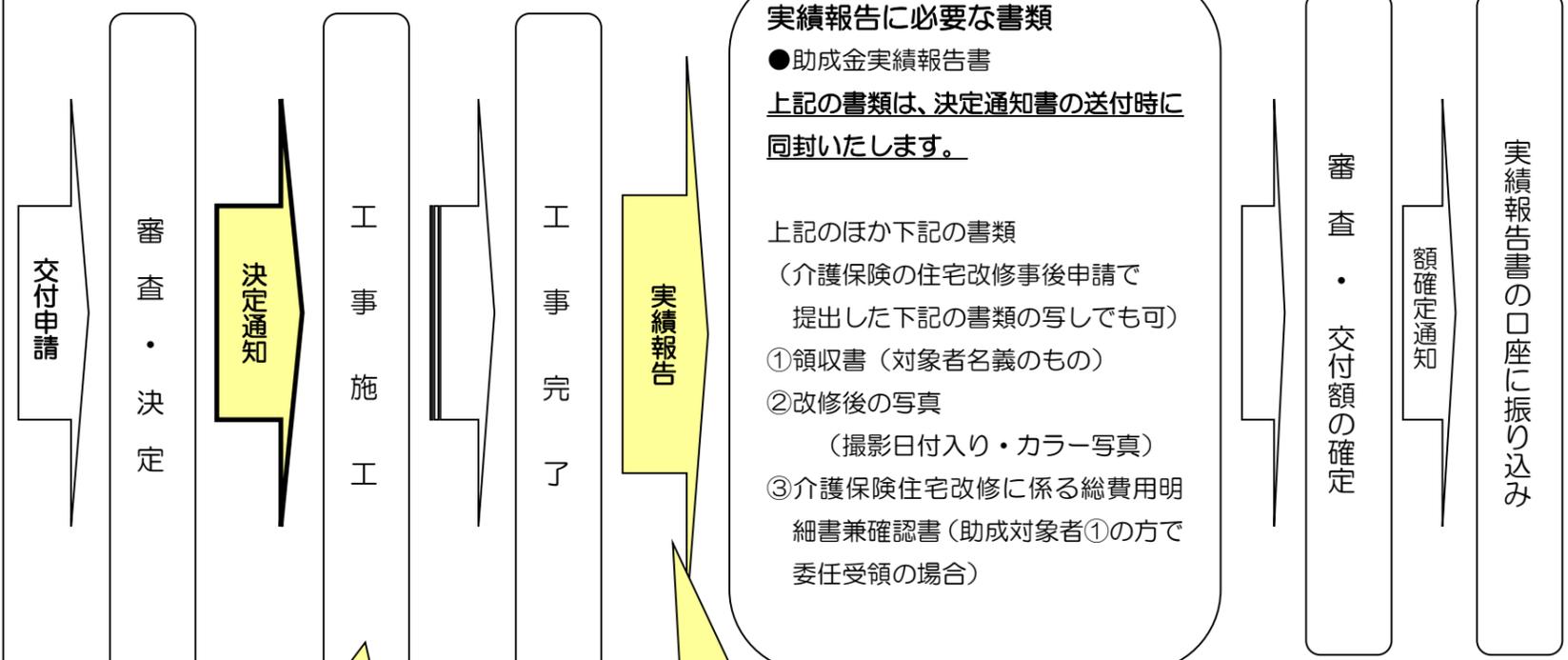


**④住宅所有者の承諾書（所有者が本人であれば不要）**



①～④の申請書類のほかに  
下記の⑤～⑨の書類  
（介護保険の住宅改修事前申請で提出した書類の写しでも可）

- ⑤介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書又は地域生活支援事業費等支給申請書
- ⑥住宅改修が必要な理由書
- ⑦工事内訳書（見積書）
- ⑧見取り図
- ⑨改修前の写真（撮影日付入り・カラー写真）



**実績報告に必要な書類**  
●助成金実績報告書  
上記の書類は、決定通知書の送付時に同封いたします。

上記のほか下記の書類  
（介護保険の住宅改修事後申請で提出した下記の書類の写しでも可）

- ①領収書（対象者名義のもの）
- ②改修後の写真（撮影日付入り・カラー写真）
- ③介護保険住宅改修に係る総費用明細書兼確認書（助成対象者①の方で委任受領の場合）

申請者に決定通知書を送付いたしますので、交付決定日から3ヶ月以内に、工事に着手してください。

工事完了後、60日以内に実績報告をしてください。

**問い合わせ先**  
○介護保険の住宅改修 介護保険課 資格給付グループ ☎712-8541  
○障害者の住宅改修 障害者支援課 ☎712-8513  
○上記の限度額を超えた場合の助成 地域包括支援課 管理グループ ☎712-8556